

避難行動要支援者制度に係るよくある質問（FAQ）

1 避難行動要支援者名簿を地域の避難支援等関係者に提供時に地域からいた だいたよくある質問（FAQ）

ご意見・質問内容	回答
1 なぜこのような制度が必要になるのか？	大規模災害時には防災関係機関による支援が十分に行き渡ることが難しい状況になることから、隣近所での助け合い（共助）が重要になるためです。
2 名簿情報の提供は個人情報保護違反にならないのか。	災害対策基本法及び津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例に基づき名簿を提供していますので、法令違反には当たりません。
3 避難行動要支援者名簿を見せて良い範囲は？	避難支援等関係者の組織内の役員や班長等の実際に支援に当たる方の範囲で開示し、支援を行ってください。
4 避難支援者はどこまで責任を負うのでしょうか？	可能な範囲での支援をお願いするもので、役割を果たせなくとも責任を負うものではありません。
5 提供された名簿により義務や責任が発生しますか？	正当な理由なく他人に名簿情報を漏らすことはできませんので、適正な管理をお願いします。
6 名簿情報の更新頻度は？	避難行動要支援者名簿は毎年更新したものを地域の避難支援等関係者に提供させていただきます。
7 避難行動要支援者名簿に登載されている方に対しては、本人に対して市から名簿登載について了承を取っているのか？	避難行動要支援者名簿登載の対象者に対しては、名簿登載の対象となった旨を通知するとともに、登載を拒否することもできる旨を案内しています。
8 これまで災害時要援護者名簿を提供されていたが今後はどのようになるのか？	災害時要援護者名簿を改めて、避難行動要支援者名簿を地域に提供させていただきます。

2 避難行動要支援者名簿提供後、地域からいただいたよくある質問(FAQ)

	ご意見・質問内容	回答
1	自治会や民生委員等の避難支援等関係者で避難行動要支援者をどのように支援すれば良いのか、また、避難支援等関係者相互の係り方はどうするのか？	取組に当たっては、下記の事例などを参考に自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、また消防団等の地域の実情を把握している方が協力・連携していただき、地域でできることから取り組んでいただきますようお願いします。
2	避難行動要支援者名簿には、死亡者や転居された方も登載されているので、除外して欲しい。	今回お渡しする名簿については、直前でお亡くなりになられた方や転居された方等を除いた名簿を提供させていただいています。
3	民生委員による高齢者の実態調査の結果が反映していないが、名簿に反映させて欲しい。	民生委員による高齢者の実態調査で把握した情報を避難行動要支援者名簿に反映させ、提供させていただいています。
4	避難行動要支援者登録制度の周知をしつかりして欲しい。	広報津や地域の学習会等の機会を捉えて当制度の周知・啓発に努めてきましたが、今後も継続して周知・啓発を図ります。
5	避難行動要支援者名簿に障がいの内容や程度を記載し、どのような対応を図れば良いのかわかるようにしていただきたい。	プライバシーの問題もあり詳細な内容の情報提供は困るといったご意見をいただいているところであり、現状では避難行動要支援者名簿への記載につきましては難しいです。
6	地域で避難行動要支援者を支援していくに際して、避難行動要支援者避難支援活用シートを作成する必要があるのか。	必ずしも作成するものではありませんが、避難行動要支援者宅を訪問し、聞き取った状況を避難行動要支援者避難支援活用シートに記載するなどし、取組の参考として活用いただきますようお願いします。

ご意見・質問内容		回答
7	自治会長である証がないと訪問は厳しい。 何か自治会長であることを証明できるものは出していいのか。	自治会長は地域の中から互選で選出された地域の代表であることから、市が任命や委嘱等を行い、身分証明証等の発行等は行っていません。 そのため、広報や学習会等で避難行動要支援者名簿の制度について周知を実施し、地域の理解を得られるよう努めてまいります。
8	死亡者が出たら逐一避難支援等関係者に報告をいただきたい。 最新のデータにて提供をしていただきたい。	なるべく最新の情報にさせていただいているが、当該情報については、年に1度更新しており、統一化を図っていることから御了承いただきたいです。
9	データにて名簿情報を提供いただきたい。	名簿情報の流出の観点もあることから、改ざん防止用紙にて提供しておりますので、御了承いただきたいです。
10	名簿の住所が「その他」の人は抜いてもらえないか。施設に入っている人まで自治会で面倒を見切れない。	施設入居者については、いつ時点で施設から戻ってくるかもわからないため、当該名簿に登載しておりますが、他の欄に記載しているので、御理解いただきますようお願いします。
11	名簿に記載のある方で、年度途中に亡くなるという方もいると思うが、市に連絡は必要か。	連絡があった場合はその内容の確認は行いますが、従来通り名簿は1年ごとに更新しております。 そのため、各地域で共有いただきますようお願いします。
12	避難所にも避難行動要支援者名簿を置いた方がいいのではないか。	個人情報の観点から情報漏洩のリスクもあるため、現状設置は難しいです。

ご意見・質問内容		回答
13	何年もしたら皆に名前も知られていくのではないか。	役員等をやめられてからもその方々が避難支援等関係者として理解いただくことも可能であるため、個人情報の保護の観点もありますが、地域全体で避難行動要支援者の支援をお願いいたします。
14	名簿にどこの団地に所属しているか登載してほしい。	どこの団地に所属しているかまでは把握できないため、所属する団地を登載することはできません。 自治会等で把握した情報を備考欄に掲載していただき活用していただきますようお願いします。
15	避難行動要支援者に対し、通知が届いているのかチェックしているのか。	名簿情報提供を拒否されたい場合はその旨の申出をいただくこととなっていますので、御理解いただきますようお願いします。
16	避難行動要支援者名簿の受領書の回収方法について、名簿を提供した際に回収しているが、中身について理解していない人が多いのではないか。回収方法については検討した方がいい。	回収方法については自治会の数や総会等のお時間もいただいているため、時間の都合もあり、回収させていただいておりますが、説明を聞いた後ということであれば、説明後に回収させていただいておりますので、御理解いただきますようお願いします。
17	自治会に所属していない人が掲載されている。	自治会長からの情報等で別の自治会の区割り内に住所があることが確認できた場合は、市民課へ連絡し、次回更新時に反映いたしますので、御理解いただきますようお願いします。

ご意見・質問内容		回答
18	民生委員さんが調べた情報について、実態との相違があった場合はどのような手続きで直していくのか。	あくまでも市で把握できた内容を掲載しており、市の把握する情報で確認できた場合は、更新後の名簿へ反映するようになりますので、御理解いただきますようお願いします。
19	名簿を渡されても、この名簿を活用して自治会内での活動を行うマンパワーがないため、名簿をもらっても仕方がない。	避難行動要支援者の支援についてはできるところからしていただければ結構です。まずは、役員や班員の方と名簿の情報を共有していただき、どのような方がいるのかを把握していただき、少しづつ訪問していただく等活用していただきますようお願いします。
20	名簿自体が個人情報のため、取り扱いについて慎重にならざるを得ず、自治会内での情報共有も難しい。	避難行動要支援者名簿については、そのままコピーをしてしまうと必要最低限の情報ではなくなり、情報が漏れてしまう恐れがあるため、コピーを禁止しておりますが、避難支援活用シートの使用や避難支援等関係者との名簿の閲覧による共有化を図っていただく等していただき情報共有及び活用していただきますようお願いします。

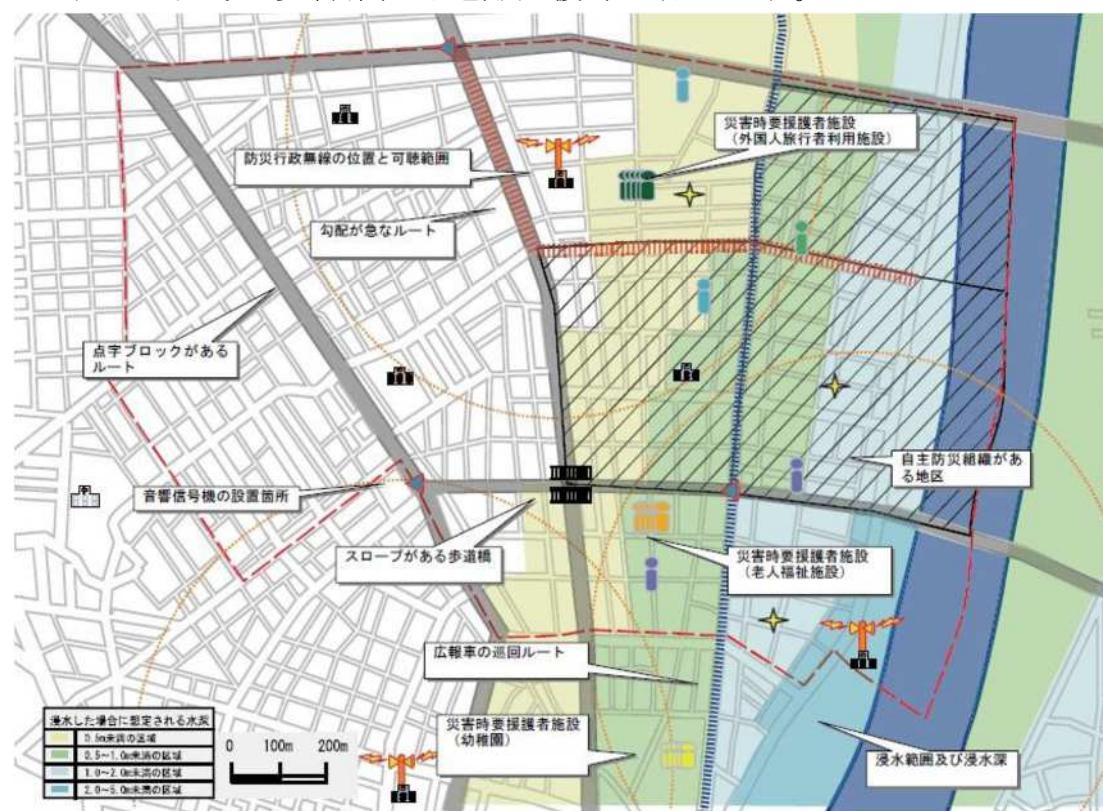
3 避難行動要支援者支援の参考事例

(1) 支援活用シート

名簿情報には掲載されていない避難行動要支援者の緊急連絡先や家族構成、避難先等の情報を記載した支援活用シートを作成します。「津市避難行動要支援者避難支援対策マニュアル」のP23「避難行動要支援者避難支援活用シート」も参考にしてください。

(2) 避難行動要支援者マップ

地図上に避難行動要支援者の所在を記載した地図を作成し、地域の避難支援者で共有します。平常時には、避難行動要支援者のお住まいの場所と避難経路や危険地帯の確認を行うために利用します。災害時には、このマップを参考に安否確認や避難支援等を行います。



(参照：国総研資料第292号災害時要援護者避難支援策の具体化のための手引き)

(3) 玄関先へのタオル掛け

発災後に、無事なら玄関にタオルをかけておくなど、ルールをあらかじめ決めておきます。

支援者はタオル等を見て、避難行動要支援者の安否確認を行います。



4 災害時における支援参考例

(1) 地震

地震発生時には、家屋の倒壊や家具の転倒などにより居住者が負傷したり、倒壊家屋内に閉じ込められる可能性があります。津波による浸水が予測される地域については、速やかに津波浸水想定区域外へ避難する必要があります。また、電気・ガス・水道などのライフラインが止まることにより、避難所等への避難を必要としている場合があります。



避難行動要支援者は、自力での避難が困難となることが考えられることから、安否確認や状況に応じた避難支援を行う必要があります。

(2) 水害・土砂災害

台風を始めとする集中豪雨により家屋が浸水し、居住者が取り残されたり、家屋が土砂に巻き込まれる可能性があります。



避難行動要支援者は、気象情報や防災情報を入手できなく、自力での避難が困難となることも考えられることから、地域ぐるみで情報伝達、安否確認を行う必要があります。また、状況に応じて避難所や自宅の2階など、身の安全を確保できる場所への避難支援を行います。